

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十二号

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十一章 寄宿舎（第三十一条）
第十二章 雑則（第三十二条）」 を 「第十一章 雑則（第三十一条）」 に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（転入学）

- 第十三条の二 本校に転入学を志願する者は、転入学願を校長に提出しなければならない。
 - 2 前項の転入学願の提出があつた場合、校長は、相当学年に欠員がある場合に限り、選考を行うものとする。
 - 3 第九条、第十条（ただし書を除く。）、第十二条及び前条の規定は、転入学について準用する。この場合において、第十二条中「前条の選考」とあるのは「選考」と読み替えるものとする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、転入学に関して必要な事項は、校長が定める。第十一章を削る。
- 第十二章中第三十二条を第三十一条とし、同章を第十一章とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の次に一条を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。